

# ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会

## 第1回運営委員会

日時 令和7年7月7日(月)午前10時30分

場所 朝霞市役所 4階 401会議室

- 委員長あいさつ
- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について
- 運営委員会の業務について

### 【議事】

第1号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026  
朝霞市リハーサル大会実施計画(案)について

第2号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026  
朝霞市おもてなし事業実施計画(案)について

第3号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026  
朝霞市広報実施計画(案)について

第4号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026  
朝霞市協賛取扱要項の制定について

### 【報告】

第1号報告 令和7年度 ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会  
予算書

第2号報告 ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会事務局規程

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会

運営委員会 運営委員名簿

番号	区分	役職	氏名	備考
1	行政	委員長	佐藤 元樹	福祉部長
2	行政	副委員長	奥田 将隆	ねんりんピック室長
3	協力団体	委員	川合 義和	社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 高齢者・児童福祉課長
4	協力団体	委員	青木 訓彦	朝霞市商工会事務局長
5	競技団体	委員	内田 秀男	一般社団法人埼玉県空手道連盟事務局長
6	競技団体	委員	野中 良一	朝霞市空手道連盟理事長
7	会場	委員	早川 学	朝霞市文化・スポーツ振興公社 公園体育施設管理事務所長
8	行政	委員	多度津 みどり	シティ・プロモーション課長
9	行政	委員	大瀧 一彦	産業振興課長
10	行政	委員	齊藤 大助	健康づくり課長
11	行政	委員	長谷 修	生涯学習・スポーツ課長

## 説明資料

### 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、主に60歳以上の高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会に寄与することを目的としています。

厚生省(現:厚生労働省)設立 50 周年を記念して、昭和63年に第1回大会が開催され、以降、毎年各都道府県持ち回りで開催し、令和8年に第 38 回の大会を埼玉県で開催します。

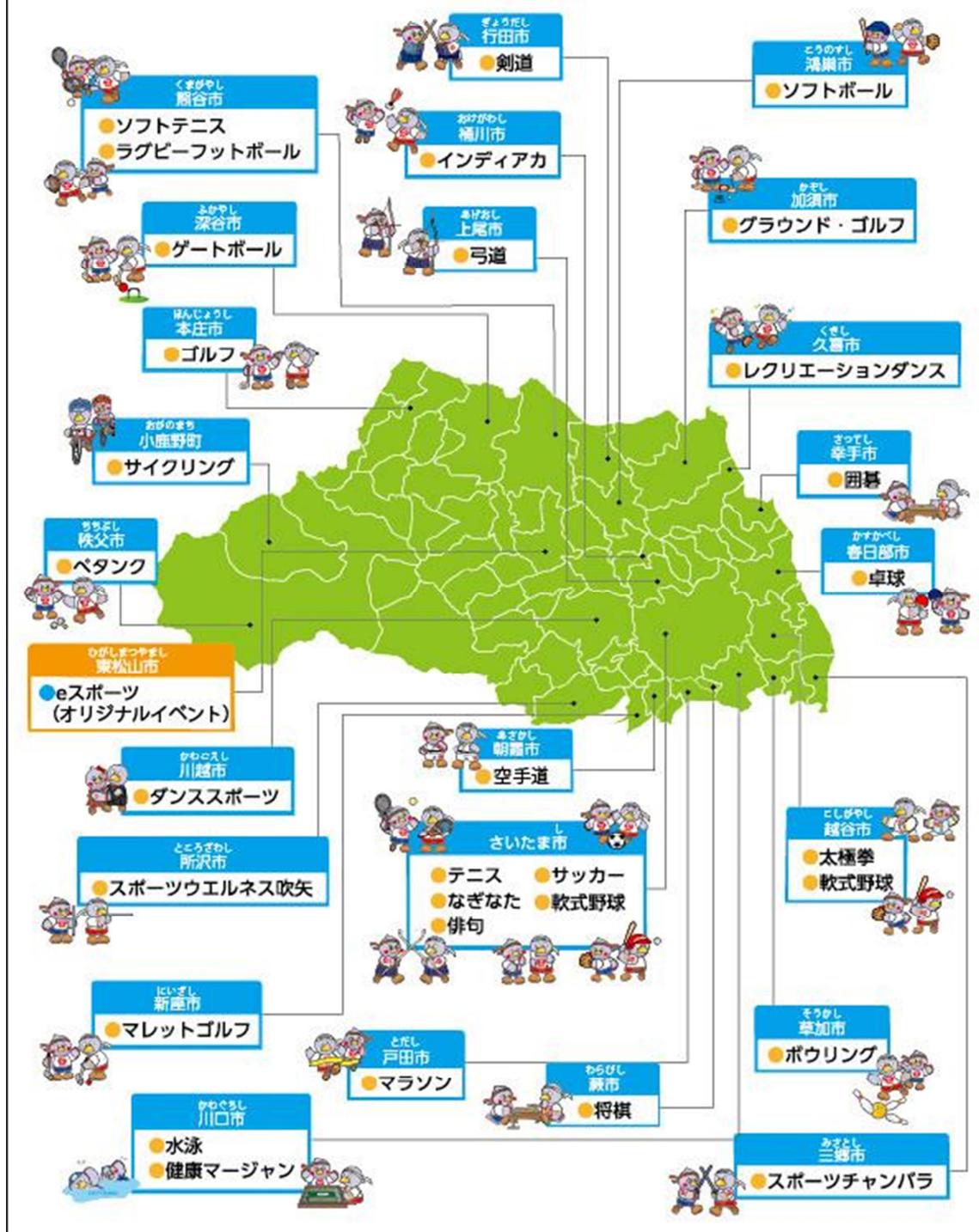
#### 埼玉大会の概要

- 1 名 称 全国健康福祉祭埼玉大会
- 2 愛 称 ねんりんピック彩の国さいたま2026
- 3 主 催 厚生労働省、埼玉県、さいたま市、(一財)長寿社会開発センター
- 4 共 催 スポーツ庁
- 5 テーマ 咲き誇れ！長寿と笑顔 彩の国
- 6 会 期 令和8年11月7日(土)～10日(火)

#### 朝霞市で実施するスポーツ交流大会の概要

- 1 種 目 空手道
- 2 日 程 令和8年11月8日(日)～9日(月)
- 3 参加予定人数 最大1,400人
- 4 会 場 朝霞市立総合体育館

# 競技種目及び会場地一覧



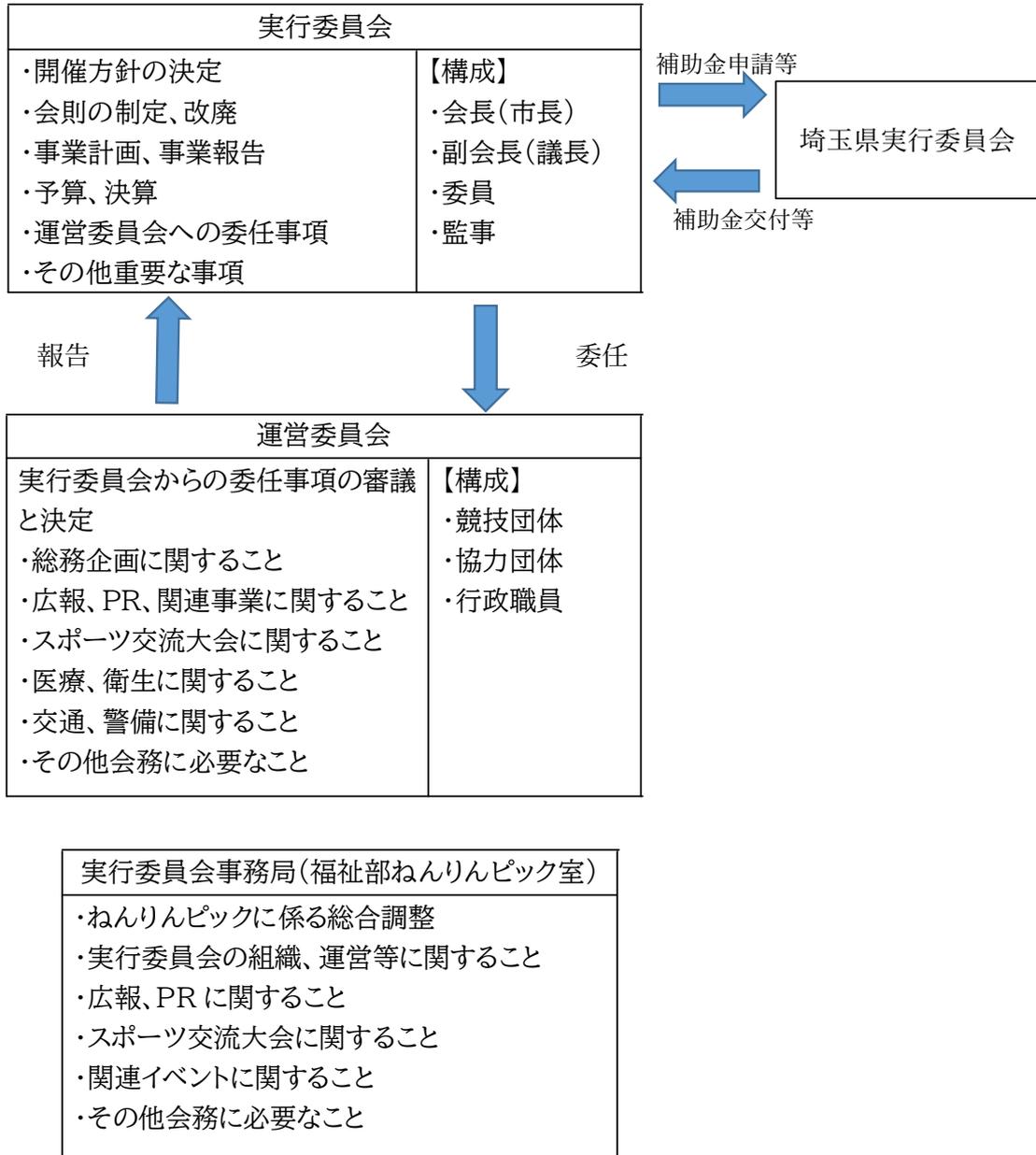
## 説明資料

### ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会 運営委員会の業務について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会会則第11条第5号の規定に基づき、次の事項を運営委員会に委任する。

- 1 総務・企画に関する事項  
(主な内容:事務局の運営に関する事、先進地調査に関する事、リハーサル大会及び本大会の実施に関する事)
- 2 広報・PR・関連事業に関する事項  
(主な内容:広報の方法やPRグッズの作製に関する事、来訪者等へのおもてなし事業に関する事)
- 3 交流大会に関する事  
(主な内容:開催要領、プログラム、開会式・閉会式に関する事)
- 4 医療・衛生に関する事  
(主な内容:大会における救護所の設置に関する事)
- 5 交通、警備に関する事  
(主な内容:来場者の交通に関する事、会場・周辺の警備に関する事)
- 6 その他、会務に必要な事

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会組織図



## 第1号議案

# ねんりんピック彩の国さいたま2026 朝霞市リハーサル大会実施計画(案)について

### 1 目的

ねんりんピック彩の国さいたま2026の開催に備え、リハーサル大会を開催し、運営の習熟を目指すとともに、ねんりんピック彩の国さいたま2026の周知を図るものとする。

### 2 開催内容

種目名:空手道

大会名:ねんりんピック彩の国さいたま2026空手道リハーサル大会

日 程:令和7年9月28日(日)

会 場:朝霞市立総合体育館(朝霞市青葉台1-8-1)

### 3 運営

リハーサル大会の準備及び運営は、実行委員会及び競技主管団体が行う。

## 説明資料

### ねんりんピック彩の国さいたま2026空手道リハーサル大会 開催要項

- 1 名称 第38回全国健康福祉祭埼玉大会
- 2 愛称 ねんりんピック彩の国さいたま2026
- 3 主催 厚生労働省、埼玉県、さいたま市、  
一般財団法人長寿社会開発センター
- 4 共催 スポーツ庁
- 5 大会名 ねんりんピック彩の国さいたま2026空手道リハーサル大会
- 6 主催者 朝霞市
- 7 主管 一般社団法人埼玉県空手道連盟
- 8 日程 令和7年9月28日(日)
- 9 会場 朝霞市立総合体育館  
〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1丁目8番1号

- 10 種別 種目及び参加人員(年齢は令和7年4月1日現在のもの)

男子 組手1部(60歳～64歳) 形1部(60歳～64歳)  
組手2部(65歳～69歳) 形2部(65歳～69歳)  
組手3部(70歳～74歳) 形3部(70歳～74歳)  
組手4部(75歳～79歳) 形4部(75歳～79歳)  
組手5部(80歳以上) 形5部(80歳以上)

女子 組手1部(60歳～64歳) 形1部(60歳～64歳)  
組手2部(65歳～69歳) 形2部(65歳～69歳)  
組手3部(70歳～74歳) 形3部(70歳～74歳)  
組手4部(75歳～79歳) 形4部(75歳～79歳)  
組手5部(80歳以上) 形5部(80歳以上)

※各県・政令指定都市からの参加選手は、男子10名以内、女子10名以内とする。

※東京都からの参加選手は、男子30名以内、女子30名以内とする。

※埼玉県・さいたま市からの参加選手は、男子30名以内、女子30名以内とする。

- 11 参加資格 公益財団法人全日本空手道連盟会員登録者であり下記に該当する者。

- (1) 令和7年(2025)4月1日現在で、前記「10.種目」に該当する年齢の者。
- (2) 都県空手道連盟及び政令指定都市空手道連盟の選出を受けた者。
- (3) 監督については各都県及び各政令指定都市より1名とする。
- (4) コーチについては各都県及び各政令指定都市より2名とする。
- (5) 監督については、公益財団法人全日本空手道連盟公認組手審判員資格と公益財団法人日本スポーツ協会公認空手道コーチ 1以上の資格を有する者。
- (6) 選手は、監督を兼ねることができる。
- (7) 監督、選手を兼ねている者が出場する場合、その競技のみの臨時の監督を1名当該都県及び政令指定都市から出すことが出来る。但し、上記(5)の資格を有するものとし、事前に競技委員長に別紙申請書により申し出る義務を有する。(臨時監督のIDは用意しない)

## 12 競技上の規定及び方法

競技は、公益財団法人全日本空手道連盟競技規定及び本大会申し合わせ事項に基づき行う。

形競技について、公益財団法人全日本空手道連盟形競技規定に定める形リスト(基本形・指定形・得意形)及び各選手が所属する流派会派道場の形とする。また、競技方法は次の通りとする。

- (1) 男子組手個人戦、女子組手個人戦
  - ① トーナメント方式とする。
  - ② 3位決定戦は行わない。
  - ③ 競技時間はフルタイム2分とする。
  - ④ 勝負は6ポイント差とする。
  - ⑤ 競技時間終了時にポイントの多い選手
  - ⑥ 同点の場合は先にポイントを取った選手
- (2) 男子形個人戦、女子形個人戦
  - ① ラウンド制プール方式とする。(得点方式で実施する)
  - ② 敗者復活戦は行わない。
  - ③ 選手は、各ラウンドごとに異なる形を演じなければならない。
- (3) 審判員は、参加する各都県・政令指定都市空手道連盟より4名以上の派遣とする。
  - ① 派遣する審判員資格は、公認地区組手審判員・公認地区形審判員資格保有者以上とする。
  - ② 派遣する審判員の旅費、交通費等については主催者側で負担しない。

- 13 表彰  
(1)各種目(部)の第1位から第3位までの者に、それぞれ記念品を授与する  
(2)各種目(部)の第1位から第8位までの者に、それぞれ賞状を授与する。  
※参加人数により表彰数が変更になる場合もある。
- 14 参加料  
(1)1人:1種目3,000円 2種目5,000円  
(2)納入後の参加料は返金しない。  
(3)地震・風水被害等により大会を中止した場合、旅費・宿泊費の補償はしない。
- 15 参加申込方法  
(1)参加希望者は、所定用紙に必要事項を記入し、各都県・政令指定都市空手道連盟より申込む。  
(2)各都県・政令指定都市空手道連盟は、参加資格、種目年齢の規定に従い、所定の申込用紙に作成し申込むこと。  
(3)参加申込締切後の選手の交代は認めない。  
(4)参加料は各都県・政令指定都市空手道連盟が取りまとめて、参加申込と同時に納入する事。  
(5)参加申込期限 令和7年8月8日(金)  
(6)下記のメールアドレスに送付する。
- 16 参加申込先 一般社団法人埼玉県空手道連盟 事務局長内田秀男  
メールアドレス uchidazoendoboku-001@jcom.home.ne.jp  
①参加申込書 ②参加選手一覧 ③派遣審判員連絡先 ④振込明細控え
- 17 振込先 金融機関名:武蔵野銀行 支店名:東浦和支店(店番 099)  
口座番号:普通 1157214  
名 義 ネンリンピック サイトマケンカラテドウレンメイ
- 18 参加上の注意  
(1)形・組手競技とも選手は、全日本空手道連盟認定の青・赤帯を着用するものとする。(帯は各自で用意すること。主催者側では用意しない。)  
(2)組手競技では、危険防止のため、全日本空手道連盟認定の安全具を使用すること。(各自で用意すること。)

- ①ニューメンホー(VII以上) ②拳サポーター〔青・赤〕
- ③ボディープロテクター ④セーフティーカップ(女子は除く)
- ⑤インステップガード・シンガード〔青・赤〕
- (3)選手の服装は、開会式、競技中、表彰式とも空手着とするが、監督・コーチは全日本空手道連盟認定ジャージ または各チームジャージとする。なお、監督・コーチIDは主催で用意する。
- (4)選手は、自ら健康診断を受診する等の健康状態の把握に努めること。また、競技実施前、実施中に体調の変化を感じた場合には、自ら競技の棄権を申し出ること。
- (5)事故発生の場合、主催者は臨時の応急手当(救急処置)を行い、必要に応じて医療機関に移送する。(大会当日の医療行為は応急処置のみとなる。)
- (6)選手は、健康保険証を持参すること。
- (7)主催者で傷害保険に加入するが、別個に保険に加入することが望ましい
- (8)緊急時対応のため、各チームの監督は全参加選手の緊急連絡先を把握しておくこと。
- (9)薬を常時服用している場合は、服用している薬が分かるもの(お薬手帳等)を必ず携行する。
- (10)胸マークは各都道府県名・各政令指定都市名を表記した下記規格のものを左胸に固く縫着する。
  - ①サイズ、縦15cm×横10cm以内とする。
  - ②文字は、楷書体・黒色・縦書きとする。
- (11)ゼッケンを道着の背部に縫着すること。(全周縫いとす)
 

(ゼッケンは主催者より9月上旬に各都県及び政令指定都市事務局へ送付する。)
- (12)大会当日は写真撮影等を行い、朝霞市ホームページ・SNS等へ掲載する場合がある。また、報道関係者の取材が入る予定のため、承知の上申し込みをすること。

19 宿泊・交通申込について

- (1)各自で宿泊を手配する。会場へは公共交通機関で来場をお願いします。(体育館駐車場は利用できません)

20 その他

- (1)組合せ抽選会(予定)
 

日 時/令和7年8月16日(土) 14:00～

会 場/未定

※参加申込受付後、出場選手の少ない種目については、実行委員会において検討する。

※抽選は大会実行委員会及び大会事務局に一任する。

※抽選後のトーナメント分けにおける異議申し立ては受け付けない。

(2)審判会議(予定)

日 時/令和7年9月28日(日) 8:40~9:00(予定)

会 場/朝霞市総合体育館 会議室

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1丁目8番1号

(3)監督会議(予定)

日 時/令和7年9月28日(日) 9:00~9:20(予定)

会 場/朝霞市総合体育館 会議室

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1丁目8番1号

## 第2号議案

### ねんりんピック彩の国さいたま2026 朝霞市おもてなし事業実施計画(案)について

#### 1 目的

ねんりんピック彩の国さいたま2026の開催を通して、選手とその家族、また、大会関係者や一般来場者をおもてなしの心でお迎えし、朝霞のまちを存分に堪能していただくことで、再訪のきっかけづくりを目的とする。

#### 2 実施内容(案)

事項	内容
歓迎装飾・広報	<b>歓迎装飾・機運醸成</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ポスターの掲示</li><li>・ のぼり旗・横断幕の設置</li><li>・ 市民による応援ぬり絵コンテストの実施と作品展示</li><li>・ フォトスポットの設置</li></ul> <b>広報・周知</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 朝霞駅前カウントダウンボードへの表示</li><li>・ チラシの配布</li><li>・ その他市の広報媒体(広報あさか、公式 SNS 等)を使った周知</li></ul>
会場市のPR	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 朝霞市の PR ブースの設置</li><li>・ 朝霞市キャラクターぼぼたんを活用した PR 活動</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市内事業者等の出店 物産品等の販売</li><li>・ ねんりんピックオリジナルグッズの販売</li></ul>

## 第3号議案

# ねんりんピック彩の国さいたま2026 朝霞市広報実施計画(案)について

## 1 目的

ねんりんピック彩の国さいたま2026の開催を広く市民に周知し関心を高め、積極的な参加意識の高揚を図るとともに、大会開催の機運を盛り上げることで大会の成功を目指すものとする。

## 2 広報活動

### (1)印刷物等による広報

#### ① 広報紙等への掲載

朝霞市が発行する広報紙に大会をPRする記事の掲載を行う。

#### ② ポスター、リーフレット等の作成

朝霞市で実施する交流大会をPRするポスター、チラシ等を作成し、掲示または配布する。

#### ③ 啓発用物品の作製

朝霞市で実施する交流大会をPRするため、オリジナルの啓発用グッズを作製し、配布または販売する。

### (2)工作物等による広報

のぼり旗、横断幕等を作製し、効果的な場所に配置することにより、広く市民に周知PRを行う。

### (3)インターネットによる情報発信

朝霞市ホームページ内にねんりんピック広報ページを作成及び市SNSアカウントを活用し、大会情報を発信する。

### (4)メディアによる広報

朝霞市シティ・プロモーション課及び新座記者クラブ等へ情報提供するとともに、取材への協力をを行う。

### (5)イベントによる広報

市内開催イベント等で広報PRを行う。

## 3 記録

ねんりんピック彩の国さいたま2026関係諸行事及び交流大会の様子等を記録・保存する。

### (1)写真・データ等による記録、整理・保管

### (2)大会報告書の作成

## 第4号議案

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市協賛取扱要項の制定について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市協賛取扱要項（案）  
（趣旨）

第1条 この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会における協賛の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（協賛の内容）

第2条 この要項において協賛とは、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会（以下「交流大会」という。）の趣旨に賛同する企業、各種団体等（以下「協賛者」という。）が、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

(1) 広告協賛金

交流大会及び交流大会のリハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）種目別プログラムへの広告協賛をするもの。

(2) 協賛金品等

交流大会及びリハーサル大会の広報、啓発、歓迎装飾、その他交流大会の運営に要する用具や市実行委員会が必要とする物品等（以下「協賛物品」という。）の提供もしくは貸与又は協賛金の提供をするもの。

（協賛の手続き）

第3条

(1) 協賛は、市実行委員会において受け入れる。

(2) 協賛の申し込みは、広告協賛金申込書（様式第1号）又は協賛金品等申込書（様式第2号）により行う。

（広告協賛金及び協賛金の納付）

第4条 市実行委員会は、広告協賛金及び協賛金の申込者に対し、口座振込依頼書（様式第3号）により、市実行委員会が指定する口座への振込を依頼する。なお、振込手数料は協賛者の負担とする。

2 市実行委員会は、協賛金の申込者の希望により広告協賛金領収書（様式第4号）又は協賛金領収書（様式第5号）を発行する。

（協賛物品の受納）

第5条 市実行委員会は、協賛物品の申込者に対し、市実行委員会の指定する方法により、物品等の納入を依頼する。

2 市実行委員会は、協賛物品の申込者の希望により協賛物品受領書（様式第

6号)を発行する。

(協賛として受け入れないもの)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 交流大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものであると認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市実行委員会が適当でないとするもの

2 実行委員会は、協賛者が、納付後又は納入後に、前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛を返戻する。

(協賛の表示)

第7条

- (1) 協賛物品には、協賛者の希望により、協賛の表示を行うことができる。  
ただし、協賛物品に直接表示をすることが不適当な場合は、その他の方法により表示することができる。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者と協議のうえ決定する。

(協賛への謝意)

第8条 協賛者への謝意表明は、協賛者の氏名又は名称を公表することにより行う。また、必要に応じて礼状又は感謝状を贈呈する。

(協賛の受入期間)

第9条 協賛の受入期間は、令和7年7月7日から令和8年7月末日までとする。ただし、受入状況に応じて受入期間を延長することができるものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、協賛の取り扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和7年7月7日から施行する。

## 広告協賛金申込書

ねんりんピック彩の国さいたま2026  
朝霞市実行委員会  
会長 松下 昌代 宛

(申込者)  
所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会の広告協賛金として、下記のとおり申し込みます。

### 記

	広告掲載枠	希望欄	
		リハーサル大会	本大会
広告協賛金 ●種目別プログラムに掲載 ●「希望欄」に「○」をご記入ください	A4版 1ページ白黒 リハーサル大会(2万円以上) 本大会(4万円以上) ⇒【金 _____ 円】		
	A4版 1/2ページ白黒 リハーサル大会(1万円) 本大会(2万円)		
	A4版 1/4ページ白黒 リハーサル大会(5千円) 本大会(1万円)		
納付予定時期	年 月 日		
領収書の発行	希望する ・ 希望しない ※いずれかに○をご記入ください		
協賛者名の公表	希望する ・ 希望しない ※いずれかに○をご記入ください		
備考			

## 協賛金品等申込書

ねんりんピック彩の国さいたま2026

朝霞市実行委員会

会長 松下 昌代 宛

(申込者)

所在地

名称

代表者名

電話番号

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会の協賛金品等として、下記のとおり申し込みます。

記

協賛金品等の内容 (該当にチェック□→☑)		<input type="checkbox"/> 協賛金 【金 円】 <input type="checkbox"/> 協賛物品 【 】
(協賛物品 の場合)	数量	
	仕様	
(協賛物品の場合) 協賛方法		提供 ・ 貸与 ※いずれかに○をご記入ください
納付・納入予定時期		年 月 日
(協賛金の場合) 領収書の発行		希望する ・ 希望しない ※いずれかに○をご記入ください
協賛者名の公表		希望する ・ 希望しない ※いずれかに○をご記入ください
備考		

年 月 日

## 口座振込依頼書

様

ねんりんピック彩の国さいたま2026  
朝霞市実行委員会 会長 松下 昌代

このたびは、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会に御協賛いただきありがとうございます。

つきましては、お申し込みいただいた協賛金を下記の口座にお振り込みいただけますようお願いいたします。

記

振込口座

銀行名	
支店名	
種 別	
口座番号	
口座名義人	.....

※大変恐れ入りますが、振込手数料につきましては、ご負担願います。

様式第 4 号

年 月 日

様

## 広告協賛金領収書

金 \_\_\_\_\_ 円

上記金額をねんりんピック彩の国さいたま 2026 朝霞市開催交流大会の広告協賛金として領収しました。

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 朝霞市実行委員会  
会長 松下 昌代

広告協賛内容	
備 考	

様式第5号

年 月 日

様

協賛金領収書

金 \_\_\_\_\_ 円

上記金額をねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会の協賛金として領収しました。

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会  
会長 松下 昌代

年 月 日

様

### 協賛物品受領書

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会の協賛物品を、  
下記のとおり受領しました。

記

協賛物品	
数量	
仕様	
協賛方法	提供 ・ 貸与
納入日	
備考	

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会  
会長 松下 昌代

第1号報告

令和7年度 ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会 予算書

収入

(単位：千円)

区分	予算額	摘要
市補助金	7,435	朝霞市補助金
県補助金	1,473	埼玉県補助金
参加者負担金	660	リハーサル大会参加費 170人×3,000円=510,000円 30人×5,000円=150,000円
合計	9,568	

支出

(単位：千円)

区分	予算額	摘要	
報償費	医師看護師謝金	66	医師・看護師謝金
	審判等謝金	700	役員、審判、係員（宿泊費等を含む）
旅費	282	今年度大会視察に係る職員4人分の宿泊費等	
需用費	消耗品費	511	懸垂幕、横断幕、のぼり旗、用紙、テープ、会長印等
	印刷製本費	571	チラシ、ポスター、プログラム、賞状等
	食糧費	300	大会役員、来賓対象
役務費	郵便料	11	切手等
	傷害保険料	120	競技参加者傷害保険
委託料	4,374	仮設トイレ、啓発グッズ、参加記念品、運営システム等	
負担金、補助及び交付金	600	県空手道連盟への補助金	
予備費	2,033		
合計	9,568		

## 第2号報告

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会事務局規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会会則第13条第2項の規定に基づき、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会(以下「実行委員会」という。)事務局(以下「事務局」という。)を朝霞市福祉部長寿はつらつ課ねんりんピック室に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総会及び運営委員会に関すること。
- (2) 実行委員会の庶務に関すること。
- (3) 事務局の組織並びに予算及び決算その他の財務に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 関係機関、競技団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ねんりんピック彩の国さいたま2026に関すること。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、朝霞市福祉部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、朝霞市福祉部長寿はつらつ課ねんりんピック室長をもって充てる。
- 4 事務局員は、朝霞市福祉部長寿はつらつ課ねんりんピック室職員、市長公室シティ・プロモーション課職員、市民環境部産業振興課職員、こども・健康部健康づくり課職員及び生涯学習・スポーツ課職員をもって充てる。

(起案用紙)

第5条 実行委員会の事務に係る起案は、この規程に定める起案用紙(様式第1号)を用いるものとする。

(専決事項)

第6条 事務局長は、会長の権限に属する事務のうち、朝霞市事務決裁規程(平成11年朝霞市規程第3号)別表第1に規定する部長の例により専決することができる。この場合において、部長は事務局長と読み替えるものとする。

- 2 事務局次長は、朝霞市事務決裁規程別表第1に規定する課長の例により、専

決することができる。この場合において、課長とあるものは、事務局次長と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(文書)

第7条 文書には、「ねん朝実」の記号及び会計年度ごとの一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない。

- 2 起案文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 局長
- (3) 事務局次長の専決を受けるもの 局次長

- 3 ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会会則(以下「会則」という。)第18条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を朝霞市に引き継ぐものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、朝霞市文書規程(平成21年朝霞市規程第2号)の例による。

(公印)

第8条 事務局で使用する公印の名称、形状、寸法及び書体は、次に掲げるとおりとする。

名称	寸法(ミリメートル)	形状	書体	使用区分	個数
ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会会長之印	方 24	正方形	れい書	会長の名をもって施行する文書	1

(旅費及び費用弁償)

第9条 事務局員の旅費の額及びその支給方法については、朝霞市職員等の旅費に関する条例(昭和61年朝霞市条例第2号。以下「旅費条例」という。)の例による。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、旅費条例の例による。

- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めることができる。

(予算)

第10条 事務局長は、会長の指示に基づき、会計年度ごとに予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に変更を加える必要が生じた場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第11条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(支出の手續)

第12条 歳出予算を執行しようとするときは、支出命令書(様式第2号)により決裁を受けなければならない。

(出納員)

第13条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局員をもって充てる。

3 出納員は、収支に係る帳簿等を整理しなければならない。

(金融機関の指定)

第14条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第15条 この規定に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他財務に関する事項については、朝霞市で定めた条例、規則等の定めによる。ただし、事務局長が必要と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年6月2日から施行する。



様式第2号（第12条関係）

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会  
支出命令書

命令日	決裁日
年 月 日	年 月 日

決 裁	会長	事務局長	事務局次長	担当者

支出命令額		項	
控 除 額		目	
差 引 支 払 額		節	
内 訳			
種別・名称	員数	単価	小計

債 権 者	
住 所	
氏 名	
振 込 先	